

氏名（本籍）	山本 真紀（東京都）
学位の種類	博士（音楽）
学位記番号	博乙第10号
学位授与年月日	平成30年3月15日
学位授与の条件	学位規則第4条第2項 該当 音楽文化研究科 音楽文化専攻
論文題目	「教育音楽」という用語についての歴史的考察 -明治期から大正期を中心として-
論文審査委員	主査 教授 高松 晃子 副査 教授 徳丸 吉彦 副査 教授 八木 正一

論文内容の要旨

本研究の目的は、明治期から大正期にかけて頻繁に使用された「教育音楽」という用語について、その存在意義と歴史的役割を明らかにすることである。なお、「教育音楽」という用語は、明治期・大正期だけでなく、昭和期にも使われ、現在でも雑誌名や学会名など限られた場面で使われているが、今回はその初期の使用例を中心に考察する。

「教育音楽」は、一般的には、一つには教育に特化した音楽の「ジャンル」を示す用語として、二つには、「音楽教育」を示す用語として解釈されている。しかし、前者であればそこにどのような音楽が含まれるのか、また後者であれば「音楽教育」という用語との違いは何なのかという疑問が残る。そのため「教育音楽」という用語の意味の不確定性あるいは多義性が1960年代に問題視され、議論されているが、問題が整理されたわけではない。2010年頃になると、この「教育音楽」の意味を限定した上で使用する傾向が見られるようになるが、それでも、この用語の意味の統一は図られていない。そこで本論文では、「教育音楽」を歴史的用語と考えて、明治期から大正期にかけ発行されていた音楽雑誌を中心に「教育音楽」という用語の使用傾向の分析を行う。加えて、「教育音楽」を顕著に使用した三名の音楽教育家（田村虎蔵・山本正夫・小松耕輔）を重点的に取り上げ、彼らが何を目的として「教育音楽」を使用したのかを考察する。

本論文を構成する三つの章の主な内容は次の通りである。

第一章では、「教育音楽」という用語が使用された背景を探るために、明治期を中心に当時の音楽状況を整理する。その結果、明治期直前において、一般的に音楽を「娯楽」や「低

劣なもの」と認識する態度が、この用語の使用に関係していることを明らかにする。当時の庶民が音楽と考えたものが、遊芸としての箏や三味線の音楽であり、そのため音楽が単純に「楽しいもの」や「遊び」と捉えられる一方で、「下品なもの」や「低劣なもの」と批判的に捉えられるものでもあった。1872（明治 5）年の「学制」の公布を機に音楽（教科名としては「唱歌」）が教科目の一つに位置付けられ、「教育に相当するもの」となったのは、こうした状況の下であった。これは音楽の教育が大きな転機を迎えたことを意味するが、現実には音楽を教えるための制度は整っていなかった。そのため、国は 1875（明治 8）年に欧米の音楽教授体制の調査を開始し、1879（明治 12）年 12 月に音楽取調掛を設置して、教科書作成や指導者の育成に取り組むことになる。そして 1881（明治 14）年に初の音楽教科書を作成し、1885（明治 18）年には音楽教師（一部速成）を送り出し、教科目「唱歌」を推進しようとした。しかしながら、音楽を「娯楽」や「低劣なもの」とする前時代の風潮もあり、「唱歌」の必要性は中々浸透せず、1886（明治 19）年に必修科目と示されるものの「欠クモ妨ゲナシ」と付記され、1891（明治 24）年に随意科目となる。1907（明治 40）年には必修科目と言いながらも「当分ノ内欠クコトヲ得」と付記され、実質上の科目削減が認められる。「唱歌」が求められていたとすれば、それは健康増進、徳育や皇民教育の促進、他教科の補助を果たすためのものであり、音楽そのものを理解するためのものではなかった。つまり「唱歌」は、主として音楽以外の別の目的達成に貢献するものであり、換言すれば「手段としての音楽」と認識されていたのであった。なお、「手段としての音楽」が「目的としての音楽」へと転換が図られるようになるのは第二次世界大戦後であり、「教育音楽」は正にそのはざまに存在していたことになる。

第二章では、明治期から大正期に発行された七種の音楽雑誌から「教育音楽」という用語を含むすべての記事を文脈とともに抽出し、その使用傾向及び用法を考察する。「教育音楽」という用語を含む記事が 198 本あり、それが最初に使用された年が 1895（明治 28）年であり、最も多く使用された年が 1905（明治 38）年であることを示す。また主な使用者として、『音楽雑誌』における四竈訥治、『おむがく』における田村虎蔵、『音楽之友』における益山謙吾と巖本捷治、『音楽』や『音楽界』における山本正夫、『教育音楽』における小松耕輔と菊池盛太郎を挙げ、この用語を最多に用いたのが山本であることを明らかにする。次に「教育音楽」の意味を吟味して、次の二通りに大別する。すなわち、第一が「学校の音楽」を想起させる一つの「ジャンル」の意味であり、第二が「学校の音楽教育」を想起させる「活動」の意味である。そして「教育音楽」がその二つの意味をもちながら、①「俗楽」との違いを示すため、②「芸術（音楽）」との違い（親和的区別含む）を示すため、③「教育音楽」という用語の中身や内容を説いて、用語自体の「自律」を促すために使用されるものであることを明らかにする。全体として、「教育音楽」の用語を使用して音楽を論じた人々が、「俗楽」に対する一般的な関心と、西洋音楽を至高な「芸術」と見なす考え方ははざまにあって、「学校教育における音楽」を作り出す必要を感じていたことを明らかにする。

第三章では、「教育音楽」という用語を最も多く使用した上位三名について、彼らの生涯や著書に触れながら、「教育音楽」を使用するそれぞれの意図を考察する。

まず「教育音楽」を先駆的に使用した田村虎蔵の場合は、「教育音楽」を「俗楽」や「芸術音楽」と対置させて相違を示し、「学校の音楽」という新たな枠組みを社会に認知させる目的で使用したことを明らかにする。すなわち、田村は音楽が「娯楽」と見なされ、且つ音楽教育という概念すらなかった時代に、「教育音楽」という用語を用いることで「学校の音楽」を想起させ、それを「俗楽」や「芸術音楽」と区別しようとしたと考えられる。次に「教育音楽」を最多に用いた山本正夫が、「教育音楽」を、音楽教師に教授法の重要性を伝え、洗練させる目的で使用したことを示す。すなわち、山本は早い段階で「教育音楽」を「優れた人格形成に効果のある音楽」と明示し、「教育音楽」という用語で音楽教育軽視の風潮を退けると同時に、音楽に対して優れた人格形成という存在意義を与え、教授法の重要性を語る文脈や、音楽教師の使命感を鼓舞する文脈で活用したのである。作曲家や評論家としての活動が顕著な小松耕輔の場合は、「教育音楽」を、音楽を知的に理解する能力を人々に身に付けさせる目的で使用したことを明らかにする。小松は作曲家としての意識が高かったこともあり、音楽を正確に聴いてもらうことを重視し、「聴衆作り」を指向した。そのため学校の音楽教育を通して、社会の成員に等しく音楽を知的に理解する能力を身に付けさせようとした。さらにこの考えは学校だけに留まらず、時に「家庭」や「社会」での音楽教育にも及び、社会教育をも視野に音楽的知識を広く普及させようとした。

このように、「教育音楽」は三者三様の目的で使用されていたことになるが、三人は年齢も成育環境も違う。当然ながら時代背景も微妙に異なり、幼少期の音楽歴も異なる。また全員が東京音楽学校の卒業生であっても、速成で音楽を学ぶ者も居れば、幼少期から西洋音楽に触れてピアノの技術を磨き、ひたすら音楽教師になることを目指す者も居た。さらには作曲家になることを幼少期から胸に抱き、一途に作曲家という音楽専門家を目指す者も居た。幼少期の音楽体験が音楽や音楽教育に対する見方を決定付けるわけではないが、音楽や音楽教育に対する見方は変わってくる。「教育音楽」は、そうした違いと関わる用語であることが明らかである。ただし彼らの姿勢には共通する部分もある。それは「教育音楽」という用語を用いて「学校教育における音楽」を盛り立て、格式を与えようとする姿である。つまり根幹の部分では、皆が同じ方向を向いていたと言える。

本研究の結論として、第一に「教育音楽」の存在意義を以下のように整理する。「学校教育における音楽」を模索する時代において、音楽教師を始めとする音楽教育関係者たちは、まず学校で音楽教育を行う必要を訴えなければならなかった。その時に、「ジャンル」とも「活動」ともとれる「教育音楽」は、多様な意図に対応可能な、貼り付け自在の「ラベル」的役割を果たし、学校音楽教育の正当化に有利に働いた。つまり「教育音楽」は、時代の要請に対応する「ラベル」として機能し、学校音楽教育の充実に貢献したということである。

第二に「教育音楽」の歴史的役割を整理すると、「教育音楽」という用語は、「手段とし

での音楽」から第二次世界大戦後の音楽そのものを教えようとする「目的としての音楽」という新しい音楽教育への橋渡しをしたということになる。田村・山本・小松らは、「教育音楽」を活用して学校音楽教育の興隆に尽力するために、社会の音楽軽視の風潮を批判し、音楽教授の効能を伝え、大正末期頃には音楽が「美」であると示し、音楽教育の内容を高める必要を訴えたからである。音楽を「美」（芸術）と主張することは、音楽を「手段」とする学校音楽教育の方針に異を唱えることになる。もちろん、音楽が完全に「美」と認知され、「目的としての音楽」が公示されるのは、第二次世界大戦後の 1947（昭和 22）年に公布された「学習指導要領試案」からである。しかし、ここで扱った時代の「教育音楽」は、「手段としての音楽」からの解放を明らかに後押ししており、結果的に「目的としての音楽」への転換を促す役目を担っていた。よって、「教育音楽」という用語が、「手段としての音楽」から「目的としての音楽」への過渡期を支えた用語として歴史的役割を果たしたと結論する。

博士論文審査の要旨

I. 論文審査の要旨

近年あまり聞かれなくなったとはいえ、「教育音楽」なる用語は、雑誌や音楽大学の学科の名称、あるいは学会の名称として使用されてきたために存在感を残している。しかし、学位請求者が指摘するようにこの用語の意味するところは極めて不確かである。一方では、他の諸々の音楽ジャンルからある一定の音楽を切り離し、教育にふさわしいものとして囲い込もうとする力を持つようにも見え、他方では単に「音楽教育」と同義の用語とも見える。使用の始まりは明治中頃だが、「音楽教育」という用語に完全に取って代わられることなく、頻度の多寡を繰り返しながら現在に至る。本論文は、「教育音楽」を歴史的用語と捉えて、最初の使用時期であった明治期から大正期を考察対象とし、その存在意義と役割を明らかにする試みである。本論文における中心的な論拠は、当時発行されていた音楽雑誌における「教育音楽」の使用傾向の分析である。特に、「教育音楽」を頻繁に使用した3名（田村虎蔵・山本正夫・小松耕輔）を重点的に取り上げ、彼らの意図を詳しく考察しながら音楽教育史に新たな光を当てることに成功した。

本論文は、次の3点において独創的である。

まず一つは、言説分析から音楽教育の歴史に新たな解釈を加えようとしたことである。「教育音楽」なる用語の意味するところを追究した結果、日本の音楽教育黎明期の価値観の変遷を示すことができた。日本の音楽教育史研究では資料調査に基づく制度研究や人物研究が主流である中で、ある用語の使用の実際を丹念に追うことで、歴史の再構築、再解釈を試みたことはたいへん意欲的で、評価に値する。

2つ目は、全体がシンプルな問題提起に貫かれており、結果として日本の音楽教育研究に新たな視点をもたらしたことである。本文でも指摘されているように、これまで「教育音楽」なる語は、学校において（のみ）用いられる特殊な音楽を囲い込むための奇妙な用語と捉えられるか、または単なる音楽教育の言い換えに過ぎないと捉えられるかのいずれかであり、学術的な考察の対象とはならなかった。例えば、1970年代ごろに「奇妙な言葉」として一方的に非難されたことがあっても、それ以上の議論にならなかったのは、この言葉が生まれた明治・大正期の音楽教育がどのような段階にあったか、という歴史的視点が欠落していたからであろう。本論文における考察を経て学位請求者は、「教育音楽」なる語は、「手段のための音楽」から「目的のための音楽」への過渡期を支えた用語として歴史的役割を果たしたと結論づける。学校における音楽教育の意義が充分浸透していない時期にあって、「教育音楽」は、時にジャンルの、時に活動の意味を与えられながら自律しようとしていた、という結論はたいへん刺激的で、言葉は時代とともにあることを改めて認識させられる。

本論文が独創的である3つ目の点は、用語の使用者として田村虎蔵・山本正夫・小松耕輔の3名を集地的に取り上げ、それが成功している点である。この3名は生育環境や活躍

した時期、就いた職種や活動の目的が少しずつ異なり、「教育音楽」の使用法もそれらの違いを反映したものになっている。すなわち、最も年上の田村は学校で用いられる音楽と他の音楽との区別を目的とし、次に若い山本は教科としての唱歌の存在意義を訴えようとし、最も若い小松は、教科として軌道に乗った学校音楽教育をさらに社会教育に拡張しようとした。明治期から昭和期にかけての日本の音楽教育が、「手段としての音楽」から「目的としての音楽」を教えるように変化してきたことはすでに明らかであるが、彼ら3名の言葉がそれを生き生きと肉付けして示してくれる。

以上の点から、本論文が「言説」を通して日本の音楽教育研究に新たな視点をもたらしたことが高く評価された。当審査委員会は全員一致で、本論文が請求者に対して博士（音楽）の学位を授与するにふさわしいものであると判断した。

II. 試問の結果の要旨

当審査委員会は、2018年1月29日、午前11時10分より、聖徳大学1321教室において、学位請求者に対して博士論文公開試問を実施した。持ち時間は40分で、そのうち20分を学位請求者による発表、次に試問担当者による試問、続いて傍聴者からの質問という形をとった。

発表では、論文の概要が示された後、各章の内容について具体的かつ簡潔な説明がなされた。目次が記載されたコンパクトな配布資料と要点がわかりやすくまとめられたパワーポイント資料を用いた手際の良い発表は、評価に値するものであった。試問では、いずれの質問に対しても誠実に応じ、内容も妥当であった。この論文で明らかにできたことと残された課題についても、十分に認識できている。したがって、当審査委員会は申請者が学位取得にふさわしい知見と能力を持つものと判断した。

III. 試験の結果の要旨

当審査委員会は2018年1月29日、11時10分に開始された公開試問に引き続き、本学1321教室において、学位請求者に対して最終試験を実施した。内容は、学位論文及び公開試問の内容に関する面接試問である。

その結果、論文の内容、公開試問での発表および質疑応答、さらに最終試験における説明や回答など全てを勘案して、学位請求者は学位取得にふさわしい研究能力を持つものと判断し、当審査委員会は全員一致で最終試験を合格とした。